

生活保護業務の概要について

目 次

・ 生活保護制度の概要	1
・ 最低生活費について	3
・ 生活保護制度利用手続きの流れ	7
・ 生活保護業務の実施体制	9

※ 「生活保護制度の概要」及び「最低生活費について」の資料

出典：第38回社会保障審議会生活保護基準部会 参考資料（令和3年4月27日）（厚生労働省）

生活保護制度の概要

○ 生活保護制度の目的

○ 最低生活の保障

⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施

○ 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



◇保護の開始時に調査

(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)

◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給

最低生活費

年金・児童扶養手当等の収入



支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

自立の助長

- ・ケースワーカーの家庭訪問等による就労指導
- ・福祉事務所とハローワークの連携強化
- ・福祉事務所への就労支援員の配置

○ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。
(生活保護法第8条第2項)

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

※勤労控除：就労収入のうち一定額を控除する仕組みであり、就労収入額に比例して控除額が増加。
⇒ 就労収入15,000円までは全額控除、全額控除以降の控除率は10%

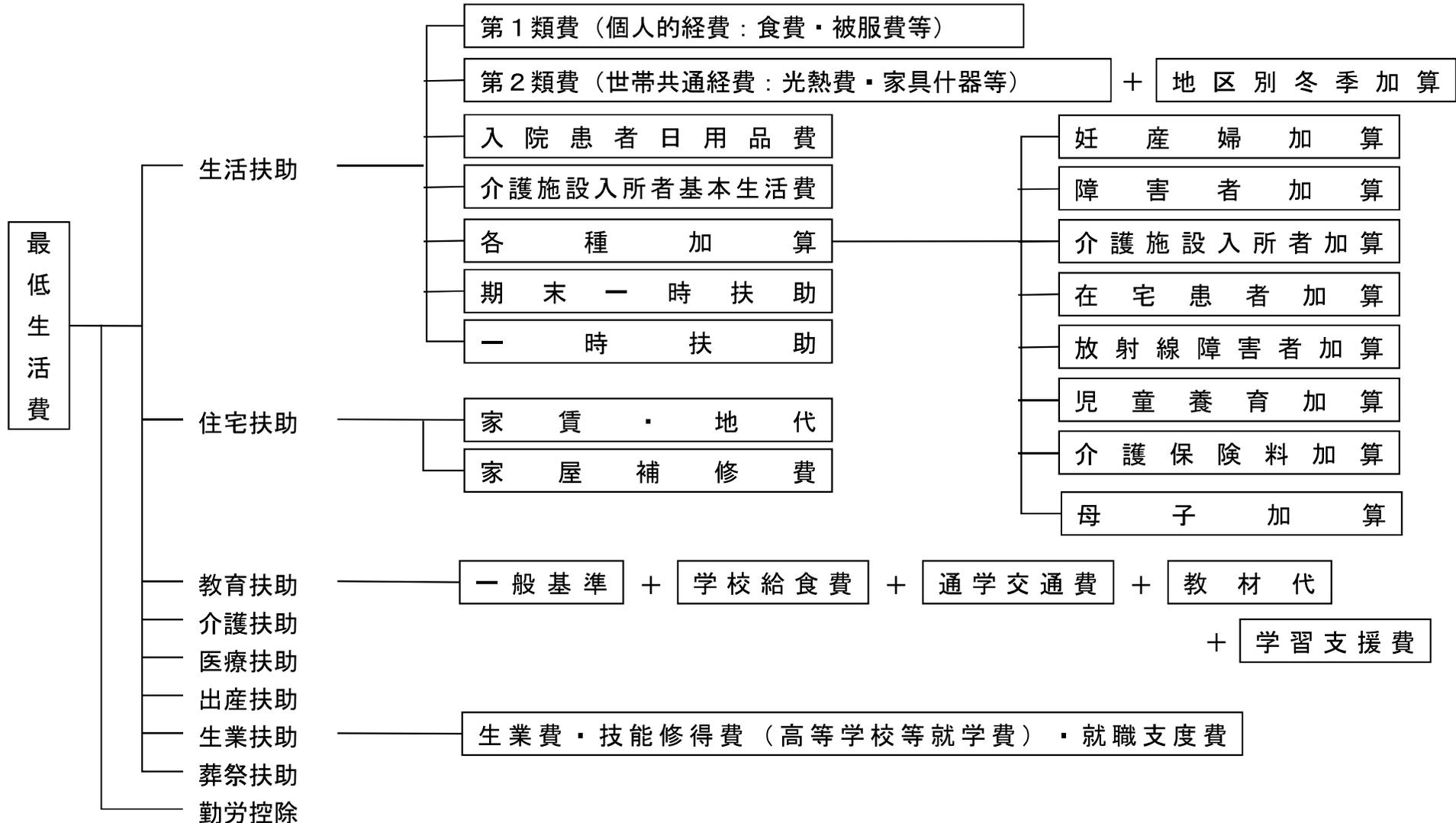
○ 保護の実施機関と費用負担

- ・ 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（保護の実施機関）が実施。
- ・ 保護の実施機関は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- ・ 保護費については、国が3／4、地方自治体が1／4を負担。

最低生活費について

【最低生活費の体系】

最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



○各種扶助・加算の概要（令和3年4月時点）

（月額）

種 類		概 要	令和3年4月基準額（1級地-1の場合）	
生活扶助	第1類費	基本的な日常生活費のうち、食費や被服費など個人単位でかかる経費を補填するものとして支給	年齢別に設定（世帯人員別に減率を設定）	
	第2類費	基本的な日常生活費のうち、水道光熱費や家具什器費など世帯単位でかかる経費を補填するものとして支給	世帯人員別に設定	
	冬季加算	冬季において増加する暖房費等の経費を補填するものとして、10月から4月のうち地域に応じて5ヶ月から7ヶ月間支給	世帯人員別、地区別に設定 VI区（東京都など）の3人世帯の場合：4,240円	
	入院患者日用品費	病院等に入院している被保護者に対し、身の回り品等の日常生活費を補填するものとして支給	2万3,110円	
	介護施設入所者基本生活費	介護施設に入所している被保護者に対し、利用者が施設に支払う身の回り品等の必需的な日常生活費を補填するものとして支給（例. 歯ブラシ、下着、寝衣等）	9,880円以内	
	加算	妊産婦加算	妊産婦（妊娠中及び産後6か月以内）である被保護者に対し、追加的に必要となる栄養補給等の経費を補填するものとして支給	妊娠6か月未満の場合：9,130円 妊娠6か月以上の場合：1万3,790円 産後の場合：8,480円
		母子加算	ひとり親世帯のかかりまし経費（ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる費用）を補填するものとして、ひとり親（母子世帯・父子世帯等）に対し支給	子ども1人の場合：1万8,800円 ※一定の要件を見たす場合は経過的加算を加える。
		障害者加算	障害者である被保護者に対し、追加的に必要となる居住環境の改善のための費用や点字新聞などの雑費等の経費を補填するものとして支給	身体障害者障害等級1・2級の場合：2万6,810円 3級の場合：2万3,060円
		介護施設入所者加算	介護施設に入所している被保護者に対し、理美容品等の裁量的経費を補填するものとして支給（例. タバコ等嗜好品、教養娯楽費等）	9,880円
		在宅患者加算	在宅で療養に専念している患者（結核又は3ヶ月以上の治療を要するもの）である被保護者に対し、追加的に必要となる栄養補給等のための経費を補填するものとして支給	1万3,270円
		放射線障害者加算	放射能による負傷、疾病の患者である被保護者に対し、追加的に必要となる栄養補給等のための経費を補填するものとして支給	現罹患者の場合：4万3,830円 元罹患者の場合：2万1,920円
		児童養育加算	児童の養育者である被保護者に対し、子どもの健全育成費用（学校外活動費用）を補填するものとして支給	18歳までの子ども1人につき1万1,900円 ※一定の要件を満たす場合は経過的加算を加える。
		介護保険料加算	介護保険の第1号被保険者である被保護者に対し、納付すべき介護保険料に相当する経費を補填するものとして支給	実費
	期末一時扶助	年末において増加する食費や雑費等の経費を補填するものとして支給	世帯人員別に設定 1人世帯の場合：1万4,160円	
一時扶助	保護開始、出生、入学時などの際に、被服費や家具什器等の物資がなく、緊急やむを得ない場合に必要な経費を補填するものとして支給	費目毎に設定 （被服費、家具什器費、移送費、入学準備金、その他）		

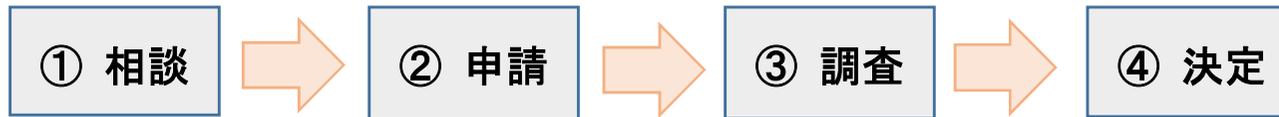
住宅扶助	家賃、間代等		借家借間に居住する被保護者に対し、家賃等や転居時の敷金、契約更新料などを補填するものとして支給	実費(地域に応じて上限額を設定) 東京23区の場合:5万3,700円(単身世帯) 6万9,800円(3人世帯)
	住宅維持費		居住する家屋の補修や、畳、建具等の従属物の修理、豪雪地帯においては雪囲い、雪下ろし等に必要な経費を補填するものとして、必要を要すると認定された場合にのみ支給 (補修規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度)	年額12万4,000円
教育扶助			小学生、中学生に対し、義務教育にかかる必要な学用品費や教材代、給食費等を補填するものとして支給 (※ 修学旅行代は文部科学省の就学援助制度から支給)	基準額:小学校等2,600円、中学校等5,100円 教材代、学校給食費、交通費:実費 学習支援費(クラブ活動費) :実費(小学校等上限額 1万6,000円以内、 中学校等上限額 5万9,800円以内)
介護扶助			介護保険サービスの利用にかかる経費を補填するものとして支給	原則現物給付
医療扶助			病院等における医療サービスの利用にかかる経費を補填するもの	原則現物給付
出産扶助			出産に伴い必要となる分娩介助や検査、室料などの経費を補填するものとして支給	施設分娩の場合:実費(上限額30万6,000円以内) 居宅分娩の場合:実費(上限額25万9,000円以内)
生業扶助	生業費		生計の維持を目的とする小規模の事業を営むための資金又は生業を行うための器具、資料代の経費を補填するものとして支給	実費(上限額4万7,000円以内)
	技能修得費	技能修得費	生計の維持に役立つ生業につくために必要な技能を修得するための授業料、教材代等の経費を補填するものとして支給	実費(上限額8万3,000円以内) (※ 以下の場合には38万円以内で実費) ・生計維持に役立つ生業に付くため専修学校等で技能を修得し、自立助長に資することが確実に見込まれる場合 ・免許取得が雇用条件である等確実に就労に必要な場合に限り、自動車運転免許を修得する場合 ・雇用保険の教育訓練給付金の対象となる厚労大臣が指定する講座を受講し、自立助長に効果的と認められる場合(原則講座修了によって自立助長に効果的な公的資格が得られるものに限る)
		高等学校等就学費	高校生に対し、高等学校教育にかかる必要な学用品費や教材代、交通費等を補填するものとして支給 (※ 修学旅行代は文部科学省の高校生等奨学給付金の活用やアルバイトなどにより負担。)	基本額:5,300円 教材代・交通費:実費 学習支援費(クラブ活動費):実費(上限額8万4,600円以内) など
	就職支度費		就職が確定した者に対し、就職のために直接必要となる洋服代、履物等の購入経費、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費を補填するものとして、必要な場合に支給。	3万2,000円以内

葬祭扶助		葬祭に伴い必要となる葬祭料や読経料などの経費を補填するものとして支給	大人の場合：実費（上限額21万2,000円以内） 小人の場合：実費（上限額16万9,600円以内）
勤労控除	基礎控除	就労に伴い経常的に生じる就労関連経費を補填するとともに、就労意欲の助長を促進するため、就労収入の一部を手元に残すもの	就労収入額に応じて設定（全額控除額15,000円）
	新規就労控除	新たに継続性のある職業に従事した者に対し、新たに就労に就いたことに伴う就労関連経費を補填するもの	1万1,700円
	未成年者控除	就労している未成年者に対し、就労意欲を促し世帯の自立助長を図るため、就労収入の一部を手元に残すもの	1万1,600円

※眼鏡等の治療材料についても給付対象。給付の際には、医師に当該治療材料の必要性を確認するとともに、見積書を徴収し費用の妥当性を検証することとしている。

生活保護制度利用手続きの流れ

○生活保護制度利用までの流れ



① 相談

- ・生活に困窮している、生活保護制度を利用したい場合は、住所（住まいがない場合は居所）のある地域を所管する地域の福祉事務所に相談する。
- ・相談時には、福祉事務所の相談員が生活状況や収入状況、資産状況、親族との交流状況等を聴取しながら、生活保護の制度について説明を行う。
- ・生活福祉資金貸付、各種社会保障施策等の活用についての相談助言も実施する。

② 申請

- ・生活保護制度の説明を行ったうえで、申請の意思がある場合は、申請書を提出してもらう。（生活保護制度の利用申請は、申請意思があれば申請することが可能。）
- ・原則、本人や家族などの申請が必要。（窮迫した状況にある場合には、福祉事務所の判断（職権）で生活保護を開始することが可能。）

③ 調査

- ・申請手続き後には、福祉事務所の担当員（ケースワーカー）が生活保護の要否等の決定のために次のような調査を実施する。

- ◇生活状況等を把握するための実地調査（家庭訪問等）
- ◇預貯金、保険、不動産等の資産調査
- ◇扶養義務者による扶養（仕送り等の援助）の可能性の調査
- ◇年金、手当等の社会保障給付の調査
- ◇稼働能力の活用（就労の可能性）の調査

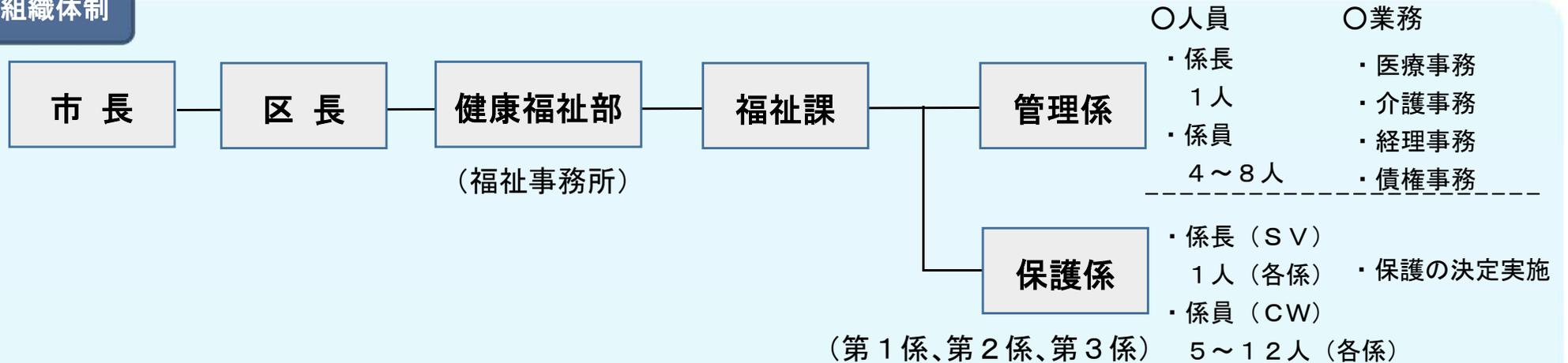
④ 決定

- ・「③ 調査」の結果をもとに、国の定めた基準により保護が必要かどうか、また、必要な場合どの程度のものか、福祉事務所が審査し、申請日から14日以内（特別な事情により調査に時間を要する場合には、最長で30日以内）に決定し、その内容を文書で申請者に通知する。
- ・申請に対する保護の決定には、「開始」と「却下」がある。
- ・保護が開始される場合は、原則として保護申請を行った日から生活保護が適用され、最低生活費と世帯の収入との差額が生活保護費として支給される。
- ・申請に対する保護の決定に不服がある場合は、審査請求をすることができる。

生活保護業務の実施体制

○福祉事務所の実施体制

組織体制



※保護第3係は見沼区、南区、岩槻区のみ設置

人員体制

(令和3年4月1日時点)

職名等	事務所名	西	北	大宮	見沼	中央	桜	浦和	南	緑	岩槻
所長		1人									
課長		1人									
副参事					1人				1人		1人
管理係		7人	6人	8人	7人	5人	6人	7人	6人	5人	9人
保護係		12人	26人	21人	37人	14人	21人	20人	27人	18人	28人
査察指導員 (SV)		2人	4人	3人	5人	2人	3人	3人	4人	3人	4人
ケースワーカー (CW)		10人	22人	18人	32人	12人	18人	17人	23人	15人	24人